

**前理事長所掌項目の評価結果  
(平成 20 年度分)**

		平成20年度
<b>1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置</b>		
(1)研究・教育活動、研究者の採用		A
(2)研究成果の普及		A
(3)知的財産保護のための管理体制の整備		A
(4)研究者養成活動		A
(5)大学院大学設置準備活動		B
(6)施設整備と移転		A
<b>2 業務の効率化に関する事項</b>		
(1)組織運営及び財務管理		
①事務職員の専門能力を高めるための取組		A
②管理運営業務の効率化及び財務管理の仕組みの構築や各種規則の整備		B
③契約関係		A
④シーサイドハウスの有効活用		A
⑤外部資金の獲得		A
⑥給与水準の適正化		A
(2)活動評価		A
(3)運営委員会関係		A
<b>3 予算、収支計画及び資金計画</b>		A
<b>4 短期借入金の限度額</b>		—
<b>5 重要な財産の処分等に関する計画</b>		—
<b>6 剰余金の使途</b>		
<b>7 その他内閣府令で定める業務運営に関する事項</b>		—
(1)施設・設備に関する事項(1(6)で評価)		—
(2)人事に関する事項		B
(3)積立金の処分に関する事項		—

[REDACTED] 前理事長所掌項目の評価結果  
(平成 21 年度分)

		平成21年度
<b>1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置</b>		
(1)科学技術に関する研究開発		A
(2)成果の普及及びその活用の促進		A
(3)研究者の養成及びその資質の向上、研究者の交流		A
(4)大学院大学の設置の準備		A
(5)効果的な広報・情報の発信等		A
<b>2 業務の効率化に関する目標を達成するためとするべき措置</b>		
(1)管理運営業務の効率化		A
(2)予算の適正かつ効率的な執行		C
(3)入札・契約の適正化及び調達事務の効率化		A
(4)給与水準の適正化		A
(5)保有資産の有効活用		A
(6)効率的な事務事業の実施を確保するための取組の強化		B
<b>3 予算、収支計画及び資金計画</b>		A
<b>4 短期借入金の限度額</b>		—
<b>5 重要な財産の処分等に関する計画</b>		—
<b>6 剰余金の使途</b>		—
<b>7 その他業務運営に関する重要事項</b>		
(1)施設・設備に関する事項		B
(2)人事に関する事項		A
(3)積立金の使途に関する事項		—
(4)事務局体制の整備		B
(5)法令遵守、倫理の保持		A
(6)地域社会との連携		A
(7)環境に配慮した事業の実施		A
(8)安全で働きやすい環境の整備		C

■前理事長所掌項目の評価結果

(平成 22 年度分)

		平成22年度
1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置		
(1)研究開発活動		A
(2)研究者の採用		A+
(3)成果の普及及びその活用の促進		A
(4)研究者の養成及びその資質の向上、研究者の交流		A
(5)大学院大学の設置の準備		A+
(6)効果的な広報・情報の発信等		A
2 業務の効率化に関する目標を達成するためとするべき措置		
(1)管理運営業務の効率化		A
(2)予算の適正かつ効率的な執行		A
(3)入札・契約の適正化及び調達事務の効率化		A
(4)給与水準の適正化		A
(5)保有資産の有効活用		A
(6)効率的な事務事業の実施を確保するための取組の強化		A+
3 予算、収支計画及び資金計画		A
4 短期借入金の限度額		—
5 重要な財産の処分等に関する計画		—
6 剰余金の使途		—
7 その他業務運営に関する重要事項		
(1)施設・設備に関する事項		A
(2)人事に関する事項		A
(3)積立金の使途に関する事項		—
(4)事務局体制の整備		A
(5)法令遵守、倫理の保持		A
(6)地域社会との連携		A
(7)環境に配慮した事業の実施		A
(8)安全で働きやすい環境の整備		A

■前理事長所掌項目の評価結果  
(平成 23 年度分)

		平成23年度
1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置	(1)研究開発活動	
	(2)研究者の採用	
	(3)成果の普及及びその活用の促進	
	(4)研究者の養成及びその資質の向上、研究者の交流	
	(5)大学院大学の設置の準備	
	(6)効果的な広報・情報の発信等	
2 業務の効率化に関する目標を達成するためとするべき措置	(1)管理運営業務の効率化	
	(2)予算の適正かつ効率的な執行	
	(3)入札・契約の適正化及び調達事務の効率化	
	(4)給与水準の適正化	
	(5)保有資産の有効活用	
	(6)効率的な事務事業の実施を確保するための取組の強化	
3 予算、収支計画及び資金計画		
4 短期借入金の限度額		
5 重要な財産の処分等に関する計画		
6 剰余金の用途		
7 その他業務運営に関する重要事項	(1)施設・設備に関する事項	
	(2)人事に関する事項	
	(3)積立金の用途に関する事項	
	(4)事務局体制の整備	
	(5)法令遵守、倫理の保持	
	(6)地域社会との連携	
	(7)環境に配慮した事業の実施	
	(8)安全で働きやすい環境の整備	

前理事の基準業績勘案率の算定(暫定版)

1. 業績勘案率の算定期間 平成19年9月30日～平成23年10月31日

2. 算定方法

「内閣府所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」2. (1)に基づき、  
退職した役員が在職した各事業年度毎に基準値を決定し、各事業年度毎の在職月数に応じて  
加重平均した値(小数点第2位以下は四捨五入)を基準業績勘案率とした。

(1) 各事業年度の基準値

① 平成19年度(V)

A+ A B C D

$$(1 \times 5 + 25 \times 4 + 1 \times 3 + 0 \times 2 + 0 \times 1) / 27 = 4.0$$

V=1.0

② 平成20年度(W)

A+ A B C D

$$(0 \times 5 + 13 \times 4 + 3 \times 3 + 0 \times 2 + 0 \times 1) / 16 = 3.81$$

W=1.0

③ 平成21年度(X)

A+ A B C D

$$(0 \times 5 + 14 \times 4 + 3 \times 3 + 2 \times 2 + 0 \times 1) / 19 = 3.63$$

X=1.0

④ 平成22年度(Y)

A+ A B C D

$$(3 \times 5 + 17 \times 4 + 0 \times 3 + 0 \times 2 + 0 \times 1) / 20 = 4.15$$

Y=1.1

⑤ 平成23年度(Z)

A+ A B C D

$$(0 \times 5 + 0 \times 4 + 0 \times 3 + 0 \times 2 + 0 \times 1) / 20 = 0.0$$

Z=0.0

(2) 基準業績勘案率の算定

$$(V \times 6月 + W \times 12月 + X \times 12月 + Y \times 12月 + Z \times 7月) / 49月 = 基準業績勘案率$$

$$(1.0 \times 6月 + 1.0 \times 12月 + 1.0 \times 12月 + 1.1 \times 12月 + 0.0 \times 7月) / 49月$$

= 0.0

前理事所掌項目の各年度における評価結果

年度 評価	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度
A+	1			3	○
A	25	13	14	17	○
B	1	3	3		○
C			2		○
D					○
項目数計	27	16	19	20	20

前理事所掌項目の評価結果  
(平成 19 年度分)

		平成 19 年度
<b>1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置</b>		
(1) 研究活動		
① 研究者の募集及び採用	A	
② 研究ユニットの研究評価	A	
③ アドバイザリーグループの設置	A	
(2) 研究成果の普及		
① 年次報告書の作成、研究成果の発表等	A	
② 知的財産保護のための管理体制の整備	A	
③ 国際ワークショップやセミナーの実施	A+	
(3) 研究者養成活動		A
(4) 大学院大学設置準備活動		A
(5) 施設整備		A
<b>2 業務の効率化に関する事項</b>		
(1) 組織運営及び財務管理		
① 事務組織の改編	A	
② 外部監査機関による規程等の点検及び点検結果を踏まえた対応	A	
③ 公共工事及び調達に係る手続きの改善及び一般競争入札の原則化	A	
④ 研究事業の予算管理の改善	B	
⑤ 外部委託の導入の検討	A	
⑥ 職員の業務評価制度の改善及び定例化	A	
⑦ 広報活動の充実	A	
⑧ 情報公開請求に対する適切な手続の確立及び記者会見の開催	A	
⑨ ワークショップやセミナーの運営及びシーサイドハウスの施設利用の一括管理	A	
⑩ 大学院大学の給与体系の検討	A	
⑪ 外部資金の獲得	A	
⑫ 事務職員の専門能力を高めるための取組	A	
(2) 運営委員会関連		A
3 予算、収支計画及び資金計画		A
4 短期借入金の限度額		—
5 重要な財産の処分等に関する計画		—

6 剰余金の使途	—
7 その他内閣府令で定める業務運営に関する重要事項	
(1)施設・設備に関する事項(1(5)で評価)	—
(2)人事に関する事項	A
(3)積立金の処分に関する事項	—
8 整理合理化計画等に基づく事項	
(1)資産の有効活用	A
(2)内部統制(コンプライアンス体制の整備等)	A
(3)公的研究費の不正使用等の防止に関する取組	A

前理事所掌項目の評価結果  
(平成 20 年度分)

		平成20年度
<b>1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためるべき措置</b>		
(1)研究・教育活動、研究者の採用		A
(2)研究成果の普及		A
(3)知的財産保護のための管理体制の整備		A
(4)研究者養成活動		A
(5)大学院大学設置準備活動		B
(6)施設整備と移転		A
<b>2 業務の効率化に関する事項</b>		
(1)組織運営及び財務管理		
①事務職員の専門能力を高めるための取組		A
②管理運営業務の効率化及び財務管理の仕組みの構築や各種規則の整備		B
③契約関係		A
④シーサイドハウスの有効活用		A
⑤外部資金の獲得		A
⑥給与水準の適正化		A
(2)活動評価		A
(3)運営委員会関係		A
<b>3 予算、収支計画及び資金計画</b>		A
<b>4 短期借入金の限度額</b>		—
<b>5 重要な財産の処分等に関する計画</b>		—
<b>6 剰余金の用途</b>		
<b>7 その他内閣府令で定める業務運営に関する事項</b>		—
(1)施設・設備に関する事項(1(6)で評価)		—
(2)人事に関する事項		B
(3)積立金の処分に関する事項		—

■前理事所掌項目の評価結果  
(平成 21 年度分)

		平成21年度
1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		
(1)科学技術に関する研究開発		A
(2)成果の普及及びその活用の促進		A
(3)研究者の養成及びその資質の向上、研究者の交流		A
(4)大学院大学の設置の準備		A
(5)効果的な広報・情報の発信等		A
2 業務の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		
(1)管理運営業務の効率化		A
(2)予算の適正かつ効率的な執行		C
(3)入札・契約の適正化及び調達事務の効率化		A
(4)給与水準の適正化		A
(5)保有資産の有効活用		A
(6)効率的な事務事業の実施を確保するための取組の強化		B
3 予算、収支計画及び資金計画		A
4 短期借入金の限度額		—
5 重要な財産の処分等に関する計画		—
6 剰余金の使途		—
7 その他業務運営に関する重要事項		
(1)施設・設備に関する事項		B
(2)人事に関する事項		A
(3)積立金の使途に関する事項		—
(4)事務局体制の整備		B
(5)法令遵守、倫理の保持		A
(6)地域社会との連携		A
(7)環境に配慮した事業の実施		A
(8)安全で働きやすい環境の整備		C